

企業年金等の現状と課題

～厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長 吉田一生様 ご講演より～

7. i D e C o の改正について

現在 i D e C o には、100 人以下の企業向けに中小事業主掛金納付制度 (i D e C o +) がありますが、300 人以下の中小企業での企業年金実施率が落ちていますので、i D e C o + の対象範囲の拡充を税制改正要望しています。i D e C o + の実施企業は年々増えているのですが、事業所規模を 300 人まで上げたら、もっともっと増えると思っているところです。

また、現在は企業型 DC 加入者の i D e C o 加入が事実上不可能になっていますが、この部分を見直したいと思っています。企業型 DC に加入していると、自助努力はマッチング拠出をするか、i D e C o に加入するかです。そのマッチング拠出は実施している企業が約 3 割と限られていますし、個人の拠出額は事業主拠出を超えられません。

一方、企業型 DC 加入者が i D e C o に加入するためには、企業単位で事業主拠出を 3.5 万円までに引き下げたうえで規約を定める必要があります。事業主拠出を引き下げるとするのは労使ともに実施しにくいわけです。企業は定率や職級等に応じて事業主掛金額を設定していますので、3.5 万円を超える給付設計をしている企業では事業主掛金を引き下げて i D e C o の 2 万円の枠を捻出することが難しいため、現在この同時加入を認めている企業はわずか 4 % 程です。

ではなぜ事業主拠出額を 3.5 万円に引き下げないといけないのかというと、i D e C o の拠出限度額が 2 万円で、i D e C o の掛金と事業主の掛金の管理者が違うため突き合わせが大変ということで、事業主拠出の上限額を 3.5 万円としているわけです。これにより i D e C o の掛金と事業主の掛金の管理者が違うため突き合わせを行わなくても、必ず DC の全体の拠出限度が 5.5 万円以下になっていることを担保しています。しかし、この 3.5 万円を超える対象者の i D e C o 拠出額を 2 万円から逡減する形にすれば、現在約 700 万人いる企業型 DC 加入者が、規約の定めなく i D e C o に加入できるようになりますので、これを提案しています。

この合算管理は、事業主拠出額を管理している 4 つの記録関連運営管理機関 (R K) と、i D e C o を管理している国民年金基金連合会が 4 対 1 で情報連携をすることによって可能となります。事業主拠出額が 3.5 万円を超えている方は全体の 1 割しかいませんが、その 1 割の方のために多くの企業型 DC 加入者が i D e C o に入れないという状況になっていますので、私は、これは課長に着任した瞬間にこの仕組みは直さなければならない点だと考えてきました。

もう一つ、企業型でマッチング拠出をしていると i D e C o に加入できないため、企業単位で二者択一になってしまっています。これは、マッチング拠出か i D e C o、加入者がどちらかを選べるようにできればと思っています。もちろんマッチングを選択できるのはマ

ツチング拠出を認めている企業に限られます。

次に、i D e C oの加入手続についてですが、オンラインで申し込めるようにしたいと思っています。現在の申込書は、あの紙を見て申し込みをやめたくなる人がたくさんいるという声も聞いています。今はどこでもネットで申し込み、入力間違えていたら再入力箇所が表示されるようなことがホテルの予約サイトなどでもできるわけですが、i D e C oの加入手続は紙でやっていますので、それを紙で出して記入ミスがあると返ってきて、その間に何カ月もたっていると非課税で拠出できた期間が数カ月過ぎてしまいます。このようなことはあってはならないと思っていますので、改善していきたいと思います。